

広島県教育委員会教育長告示第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定によって、技能教育のための施設を次のように指定した。

平成二十七年三月十六日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 指定した技能教育のための施設

1 名称 クラーク高等学院広島校

2 所在地 広島市中区西白島町七番二七号

二 連携科目等

指 定 す る 連 携 科 目	指 定 す る 連 携 科 目
情報処理	情報処理
ビジネス情報	ビジネス情報
ファッションデザイン	ファッションデザイン